

# 規制の事後評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

規制の名称：少額短期保険業者に関する経過措置の延長

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：金融庁企画市場局総務課保険企画室

評価実施時期：令和5年6月30日

## 1 事前評価時の想定との比較

- ① 課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無

規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響が生じている場合、その影響について記載する。また、規制の事前評価時には想定していなかった影響が発現していないかを確認し、発現の有無及びその内容を記載する。

当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

- ② 事前評価時におけるベースラインの検証

規制の事前評価後、大幅な社会経済情勢等の変化による影響があった場合は、これを差し引いた上で、事後評価のためのベースライン（もし当該規制が導入されなかつたら、あるいは緩和されなかつたらという仮想状況）を設定する。

当該規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。

### ③ 必要性の検証

規制の事前評価後に生じた、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響又は想定していなかった影響の発現を踏まえた上で、当該規制の必要性について改めて検証し、記載する。

平成 17 年度当時共済事業を行っていた少額短期保険業者（以下「経過措置適用業者」という。）について、いわゆる根拠法のない共済からの円滑な移行を目的とした激変緩和措置として、平成 30 年 3 月 31 日までの間、保険業法本則に定める少額短期保険業者の保険金額の上限を超える保険の引受けを可能とする経過措置が設けられていた。

経過措置は少額短期保険制度への円滑な移行のため激変緩和措置として設けられたものであり、経過措置適用業者の引受上限金額は、可能な限り早期に本則に収束させるべきであると考えられた。

しかしながら、当該規制導入当時、経過措置の適用を受ける保険契約は、依然として被保険者ベースで約 166 万人（平成 29 年 3 月 31 日時点）と相当数存在しており、本則を超過する保険金額で引き受けられた保険契約者等への影響が大きかったことから、本則への円滑な移行のため、少額短期保険業者に関する経過措置を更に 5 年間延長し、令和 5 年 3 月 31 日までとしたもの。

当該規制は、本則への円滑な移行のために、保険契約者等への影響を引き下げるものであり、必要な規制であったと認識している。

なお、金融庁では、当該延長期間中、経過措置を終了させ本則に収束させるべく、本則を超過する保険金額の引受けを行う業者全てに対して、令和 5 年 3 月末の経過措置の終了に向けた対応計画を策定させ、以降半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、必要に応じてヒアリングを実施してきた。

その結果、本則超過契約が、概ね対応計画の予定どおり減少していること、また、各適用業者とも、令和 5 年 3 月末の経過措置期限到来時までに本則超過契約の引受けを終了予定であることを確認した（令和 4 年 5 月の確認時点で、令和 5 年 3 月末の本則超過契約が被保険者ベースで約 9 万人残るもの、当該契約の次回更新時（～令和 6 年 9 月）には、本則の範囲内の引受に移行する）。

以上を踏まえ、令和 5 年 3 月末の経過措置期限到来後の更なる経過措置の延長は行わないこととした。

## 2 費用及び間接的な影響の把握

### ④ 「遵守費用」の把握

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められるが、特に「遵守費用」については、金銭価値化した上で把握することが求められる。その上で、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

経過措置の期限が延長されることについて、保険契約者等に周知する費用、経過措置適用期間中に限って経過措置の上限金額の引受けを行うことが可能であること等を保険契約者等に説明する費用として、1年あたり概算で約3.7億円の遵守費用が生じると想定していたが、大きなかい離は生じていないものと認識している。

## ⑤ 「行政費用」の把握

行政費用については、定量化又は金銭価値化した上、把握することが求められる。特に規制緩和については、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和に基づく費用を検証し「行政費用」として記載することが求められる。また、事前評価時の費用推計と把握した費用を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。

上記1③の記載のとおり、経過措置適用業者に対して経過措置終了に向けた対応計画を策定させ、半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、必要に応じてヒアリングを実施したほか、経過措置適用業者が保険契約者等への周知・説明を適切に実施しているかをモニタリングした費用が発生したが、事前評価時の費用推計と大きなかい離は発生していない。

## ⑥ 「副次的な影響及び波及的な影響」の把握

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。また、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握し、記載する。さらに、事前評価時に想定した影響と把握した影響を比較し、かい離がある場合、その理由を記載する。  
※ 波及的な影響のうち競争状況への影響の把握・分析の方法については、公正取引委員会が作成するマニュアルを参照のこと。  
※ 規制の事前評価時に意図していなかった負の影響の把握については、ステークホルダーからの情報収集又はパブリックコメントなどの手法を用いることにより幅広く把握することが望まれる。

事前評価時に想定した影響以外の負の影響は特になく、また、かい離も発生していない。

## 3 考察

### ⑦ 把握した費用及び間接的な影響に基づく妥当性の検証

把握した費用及び間接的な影響に基づき、規制の新設又は改廃の妥当性について考察を行う。また、考察に基づき、今後の対応について検討し、その結果を記載する。

上記1③に記載のとおり、金融庁では、当該延長期間中、経過措置を終了させ本則に収束させるべく、本則を超過する保険金額の引受けを行う業者全てに対して、令和5年3月末の経過措置の終了に向けた対応計画を策定させ、以降半期ごとに当該対応計画の進捗状況の報告を求めて、

必要に応じてヒアリングを実施してきた。

その結果、本則超過契約が、概ね対応計画の予定どおり減少していること、また、各適用業者とも、令和5年3月末の経過措置期限到来時までに本則超過契約の引受けを終了予定であることを確認した（令和4年5月の確認時点で、令和5年3月末の本則超過契約が被保険者ベースで約9万人残るもの、当該契約の次回更新時（～令和6年9月）には、本則の範囲内の引受に移行する）。

以上を踏まえ、令和5年3月末の経過措置期限到来後の更なる経過措置の延長は行わないこととした。

※ 当該規制に係る規制の事前評価書（簡素化）を添付すること。